

令和7年度町政懇談会事前質問（すみよし自治会）

| | 意見・要望・質問 | 担当課 | 回答 |
|---|--|------|---|
| 1 | ○建設中の貸事務所について よく一般、町外の人に尋ねられて答えに窮するため、完成図および概要を工事現場の壁に表示していただきたい。 | 政策推進 | 表示に向け検討してまいります。 |
| | 完成後の運用方法および入居予定者について説明がほしい。 | 政策推進 | 完成後の運用方法については、指定管理者制度を活用し、川俣町貸事業所の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者である株式会社ワンダーズリクルーティングが管理を行います。 入居予定者については、今後正式に募集を開始する予定としています。 |
| | 貸事務所の耐用年数、運用形態には期限があるのか。 | 政策推進 | 貸事業所は木造であるため、法定耐用年数は22年といわれています。 運用は指定管理者制度を活用して行うこととしており、その指定期間は、当初3年と設定しておりますが、指定期間終了後も、継続して指定管理者制度により運用していくことを想定しております。 |
| 2 | ○融雪剤の配布について 高齢者も多いなかで「役場まで取りに…」という体制を変えてほしい。 | 建設水道 | 融雪剤の配布体制につきましては、効率性や管理上の観点から役場での受け渡しを基本としています。 しかしながら、高齢者の方にとって負担となることもあるため、地域の協力体制を活かしながら、少しでも受け取りやすい方法を検討してまいります。 |
| | 前回にも質問した時に、町内道路が120 kmあり難しいとの回答だったが、道路の凍結場所は決まっているので、事前に把握し配置しておくとか、町職員が融雪剤を散布して回る方法をとっていただきたい | 建設水道 | 道路への融雪剤の配置については、積雪や路面の状況、交通量などを総合的に判断し、優先度の高い箇所から設置しております。設置の要望がある場合は、現地の状況を確認の上、可能な限り対応できるように検討してまいります。 融雪材の散布につきましては町道の延長が膨大であり町のみでの対応は難しい状況となっております。今 |

| | | | |
|---|---|------|--|
| | | | 後も住民のみなさまのご協力をお願いします。 |
| 3 | <p>○使い勝手のいい地区公民館がほしい</p> <p>現在のコミュニティセンター2階にあり、階段も狭く高齢者が使用するには不便である。バリアフリー化することもできない。避難所の指定になっているが十分な広さもない。旧町内以外には地区公民館があり、地区活動の中心となっている。「中央公民館を使用せよ」というが、地区公民館との役割、存在形態も違う。</p> <p>地区のたまり場、また生涯教育、避難所ともなる地区公民館が必要。</p> | 生涯学習 | <p>現時点では旧町内に生涯学習施設を建設する予定はございません。既存の施設の有効な活用をお願いいたします。</p> <p>中央公民館はエレベーターの設置や、インターネット予約など以前よりも使いやすくなっております。ぜひご利用ください。</p> |
| 4 | <p>○自治会担当職員の役割および目的について</p> <p>自治会担当職員の創設の目的、意義をもう一度説明してほしい。</p> | 総務 | <p>自治会担当職員制度の基本的な考えといたしましては、協働のまちづくりの観点で行う地域づくりの支援を念頭に、各自治会等が進める地域づくりにおいて、行政と地域住民との相談窓口として課題の共有を図り、各種制度の活用促進に向け支援するものとしております。</p> |
| | <p>担当職員は依頼された時だけでなく、自ら地区の問題に関わり、地区の行事に積極的に参加してほしい。</p> | 総務 | <p>本制度における自治会担当職員の業務は、地域づくりに関する相談窓口、町の計画策定時に実施する座談会等における話し合い、制度の活用促進に向けた支援、協働のまちづくりの観点で行う地域づくり等の支援としています。勤務命令により、主に計画策定時の懇談会のほか、各自治会の総会に参加しておりますが、制度に関わらず地域の一員として地域行事に参加している職員もおります。</p> |
| | <p>他の地区での自治会担当職員の活動状況を知りたい。</p> | 総務 | <p>各地区で開催される町政懇談会や自治会総会へ参加をしております。また、地域行事への取組検討の一環として、山開きの準備等に参加しております。</p> |

| | | | |
|--|----------------------------------|-----------|---|
| | <p>職員を派遣するための命令系統はどうなっているのか。</p> | <p>総務</p> | <p>自治会からの依頼があった場合、総務課で受け付けをし、該当自治会担当の班長へ共有します。班長は班員への周知・参加集約をし、当日の活動を実施します。</p> |
| | <p>自治会担当職員の意識はどうなっているのか。</p> | <p>総務</p> | <p>本制度を活用し、懇談会等への参加を通じて皆様の考えや地域の課題を「生の声」としてお聞きすることで、職員の意識を高めながら課題解決等の実現に向け、より地域づくりの支援に繋がられるよう活用を考えているところです。</p> |